

累積投資約款 新旧対照表

(赤字下線部変更)

新	旧
<p>(保管)</p> <p>第6条 この契約によって買付けられた投資信託等の保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載若しくは記録による管理又は当社の保護預りにより行います。保護預りにおいては、他の預託契約に基づき当社が保管している投資信託等と混合して大券にて保管いたします。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に再預託することがあります。</p> <p>2 前項により混合して保管する投資信託等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>この約款は、一部改正にて<u>2021年5月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(保管)</p> <p>第6条 この契約によって買付けられた投資信託等の保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載若しくは記録による管理又は当社の保護預りにより行います。保護預りにおいては、他の預託契約に基づき当社が保管している投資信託等と混合して大券にて保管いたします。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に再預託することがあります。</p> <p>2 前項により混合して保管する投資信託等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>附則</p> <p>この約款は、一部改正にて<u>2019年6月15日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>